

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外52名

被告 関西電力株式会社

準備書面 (91)

(被告準備書面(66)に関する反論)

2022年11月24日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高 橋 典 明

同 吉 川 実

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 崔 信 義

同 定 岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子
同 杉 田 哲 明
同 石 川 賢 治
同 向 川 さゆり
同 石 田 達 也
同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之
同 甫 守 一 樹
同 池 田 直 樹
同 清 水 脩
同 雪 谷 真里奈
同 関 口 速 人
同 中 川 博 貴

令和3年5月26日付被告準備書面（66）のうち建屋の構造強度評価における評価基準値に関して反論する。

1 終局耐力を評価基準値としなかった点について

被告は、「本件設工認の評価手法」について「建屋の構造強度評価における評価基準値は、新規制基準適合時の工事計画の評価手法と同様に、降下火砕物堆積時における建屋の機能維持限界である終局耐力（図表4の③´）で

はなく、評価基準値として保守的に建築基準法及び安全上適切と認められる規格基準であり、「耐震設計に係る工認審査ガイド」（乙全156）でも引用されている原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準及び同解説並びに鋼構造設計規準－許容応力度設計法－による短期許容応力度（図表4の④´）としていることから、本件設工認申請での評価手法は保守性を有している。」と主張する（令和3年5月26日付被告準備書面（66） 16頁）。

しかし、評価基準値を終局耐力としなかったという点については、原子力発電所のような高度の安全性が求められる施設については、当然の結論であり、被告のいうような「保守性」を有している評価とはいえない。

2 評価基準値を短期許容応力度より厳しくすべきこと

降下火砕物が堆積した場合の建屋の構造強度評価の評価基準値は、被告が本設工認申請でした短期許容応力度によるのではなく、それよりも厳しい基準値を設けるべきである（例えば、原告ら準備書面（82）の9頁の図の右側②´の1.5倍の値）。

すなわち、原告ら準備書面（82）の9から10頁で述べたとおり、一般に構造物は複雑な形をしており、力のかかり方を正確に把握できない部分があり、製造上の技術や管理の程度（例えば溶接）、材料の品質、構造物の経年劣化等の不確実的要素がある。また、短期的な応力といっても地震のような瞬間的なものから火山灰による荷重のような応力が一定程度継続するといった違いがある。さらに、一般的に鋼構造は、熱に弱いという特徴があり、熱を持った降下火砕物が堆積した場合に部材の強度が低下する可能性がある。

そうすると、計算された短期応力度を評価基準値とした場合には、実際に降下火砕物が堆積した場合に降伏点を超える力がかかり塑性状態になり建屋の安全性が確保できなくなる可能性がある。

3 評価基準値を変更した動機

被告が、なぜ評価基準値を短期許容応力度として基準を緩めたのかについては、被告の準備書面に端的にその動機が記載されている。

すなわち、「建屋については、層厚変更による荷重の増加に伴い、既認可処分時におけるこのような簡易な評価方法では、保守的に設定される評価基準値1.5PAを超える場合があることから、本件設工認申請では評価対象となる全ての建屋について、至近の審査実績を踏まえて評価手法を変更することとした。」（被告準備書面（66）15頁 傍点作成者）とあるとおり、従前の評価基準値を用いた場合には審査に合格しないので、工事をして施設を頑強にするのではなく、基準の方を緩めて審査に合格しようというものである。安全性を軽視する被告の態度が端的に表れている。

以 上